

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 目的

中小企業・小規模事業者は、地域に根ざした事業活動を行い、多くの雇用機会を提供するなど、地域経済において、重要な役割を果たしているところであるが、近年、自然災害の頻発化などにより、中小企業・小規模事業者の事業活動の継続に支障をきたす事態が生じている。

このような中、中小企業・小規模事業者をめぐる環境の変化を踏まえ、経済の活力の源泉である中小企業・小規模事業者の経営強靱化を図り、事業活動の継続に資するため、サプライチェーンや地域の経済・雇用を支える中小企業を中心として、それらの災害対応力を高める必要があることから、国では、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」（平成5年法律第51号）の一部を改正し、商工会又は商工会議所が市町村と共同して行う小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての計画（以下「事業継続力強化支援計画」という。）を都道府県知事が認定し、認定を受けた者について、各種の支援措置を講じる仕組みを整えたものである。

これをもって、青森商工会議所が、青森市と共同して本計画を作成するものである。

II 青森市（浪岡地区を除く）の現状

(1) 地域の災害リスク

(津波：ハザードマップ)

青森市の津波ハザードマップには、青森県の津波浸水予測図に基づいて「青森県青森港西岸断層帯（入内断層）」を震源とする震度6強以上の地震が発生した場合に想定される津波の最大浸水範囲と浸水深が示されている。

地震発生から3分～11分で、津波の第一波が、青森市の海岸線の区域に到達するものと見込まれており、湾岸市内中心部である青森駅北側の観光施設「ねぶたの家 ワ・ラッセ」周辺から青柳、港町地域において、浸水深0.3m以上1.0m未満の浸水が、野内や浦島地区等の一部区域では浸水深2m以上3m未満の浸水が予想されている。

(洪水：ハザードマップ)

青森市の洪水ハザードマップには、概ね20年に1回（野内川）、概ね30年に1回（新城川、天田内川）、概ね50年に1回（沖館川、西滝川）、概ね100年に1回（堤川、駒込川）程度起こる大雨が降った場合に、浸水が想定される区域を表示している。

堤川・駒込川周辺では、桜川1丁目が水深1.0m～2.0m未満の浸水想定区域が広がっており、花園1丁目、2丁目、栄町1丁目の一部から茶屋町、港町、青柳、松原の川岸付近にかけて水深0.5m～1.0m未満の浸水想定区域が、安方、堤町、松原、勝田、佃、桜川が水深0.5m未満の浸水想定区域が広がっている。

(土砂災害：ハザードマップ)

青森市の土砂災害ハザードマップには、集中豪雨などによって「がけ崩れ」「土石流」「地すべり」などが発生した場合に、危害が及ぶおそれのある土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を表示しており、東部の浅虫から戸山、幸畑、横内、高田、細越、三内、新城、石江、鶴ヶ坂の

西部まで山裾に沿って、広く分布している。

(地震：J—SHIS、青森市：青森市災害被害想定調査報告書)

地震ハザードステーションの防災地図によると、青森市は、今後30年間に震度6弱以上の地震が6%以上26%未満の確率で発生が予測されている。

青森市災害被害想定調査報告書では、首都直下地震対策ワーキンググループ（中央防災会議(2013)）での手法をもとに、「青森県青森湾西岸断層帯（入内断層）」を震源とする震度6強以上の内陸直下型の地震が、冬期間、18時に発生した場合、128,382棟のうち建物被害全壊が28,859棟、大規模半壊・半壊が23,961棟、死者数3,308人、負傷者6,999人と予測されている。

(その他)

青森市は、平均年間降雪量が646cmと、人口30万人規模の都市としては、国内はもとより世界でも有数の多雪都市であり、県庁所在地としては全国で唯一、市全域が特別豪雪地帯に指定されている。

多積雪期において、大規模な地震等の災害が発生した場合には、雪の重み等による建物倒壊の危険性の増大、生き埋め者の発生、寒冷による地震後の死者の増加などの直接的な被害があるほか、交通・通信網の障害などにより、避難所開設の遅れ、遠隔地における物資不足などが予想されている。

(2) 青森商工会議所管内商工業者の状況

○商工業者数 11,006人

○小規模事業者数 8,241人

【内 訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	卸売業	1,070	607	問屋町、卸町に多い
	小売業	3,949	2,741	市内に広く分散している
	サービス業	2,834	2,161	宿泊、飲食業は、古川、新町、本町に多い
	その他	3,153	2,732	
合計		11,006	8,241	

(3) これまでの取組

1) 青森市の取組

○青森市地域防災計画の策定

青森市では、災害対策基本法（昭和38年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災に必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務または業務の遂行により青森市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減し郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的として策定している。

○青森市総合防災訓練の実施

青森市では、災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するため、様々な災害想定を単独若しくは組み合わせた防災訓練又はさらに大規模地震・津波想定を組み合わせた防災訓練を企画し、県その他防災関係機関、公私の団体、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び要配慮者を含めた住民の参加のもとに、青森県総合防災情報システムを活用しながら、個別防災訓練を有機的に連携させるとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等を含めた実践的な総合防災訓練を実施している。

○備蓄物資（平成31年2月13日現在）

青森市が備蓄している物資項目は次のとおり。

毛布 ラジオ 簡易便所 ファンヒーター オムツ（子供用、大人用） ナプキン
アルファ化米 お粥 カンパン 飲料水 粉ミルク ほ乳瓶 ランタン ストープ
ほ乳瓶洗浄消毒セット ヘルメット 懐中電灯 誘導灯 救助工具セット 発電機
コードリール 投光機 拡声器 ロープ カラーコーン 防水シート 缶詰ガソリン
ガソリン携行缶 エンジンオイル

2) 青森商工会議所の取組

○事業者BCPに関する国の施策の周知

巡回指導時の周知活動

○事業者BCP策定セミナーの開催

平成24年1月17日 事業継続計画（BCP）の基本と作成セミナー開催

○東京海上日動火災保険(株)、損害保険ジャパン日本興亜(株)、三井住友海上火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)と連携した損害保険への加入促進

ビジネス総合保険制度

賠償責任リスクの補償、事業休業の補償、財産・工事に関わる補償を一本化した制度。
災害（火災、風災、水災、雪災、地震等）にあった際の休業損失を補償している。

業務災害補償プラン

労災事故が発生した際の従業員に対する補償および労災事故の発生が企業の責任と法律上判断された場合に発生する企業の損害倍書責任を補償する制度。オプションで、業務中の天災（地震、噴火、津波等）による怪我等も補償する。

III 青森商工会議所の課題

当会議所では、現状、自然災害が発生した後の地域商工業者の被害状況等の報告にとどまっており、青森市との協力体制が具体的に確立されていない他、対応等に当たってのマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を行うことができるノウハウをもった人員が会議所には少ない。

また、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

IV 青森商工会議所の目標

○地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

○発災時における連絡体制を円滑に行うため、会議所と市との間における被害情報報告ルート

構築する。

○発災後速やかな復興支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

V その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

○巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

○会報や市広報、会議所ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

○小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組や、効果的な訓練等について、巡回活動を通じて指導及び助言を行う。

○事業継続の取組に関する専門家を招き、当会議所と青森市の共催による小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 青森商工会議所の事業継続計画の作成

○当会議所では、本計画と並行して令和2年、事業継続計画を作成する。

3) 関係団体等との連携

○全国商工会議所ビジネス総合保険制度などの引受保険会社である、東京海上日動火災保険(株)、損害保険ジャパン日本興亜(株)、三井住友海上火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。

○（公財）21 あおもり産業総合支援センター等への普及啓発ポスター掲示依頼、会議所と市が開催するセミナー等の周知依頼。

4) フォローアップ

○小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

○（仮称）青森市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会議所、青森市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

○自然災害（マグニチュード6強の地震）が発生したと仮定し、青森市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2 発災後の対策 >

○青森市地域防災計画では、風水害や地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害が発生した場合の被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等を定めている。

特に発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することとしている。

○自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、当会議所では、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

当会議所では、発災後1時間以内に職員の安否確認報告を行う。

例：SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会議所は青森市と共有する。

2) 応急対策の方針決定

○当会議所では、青森市内の発災状況や災害規模に応じた応急対策の方針を決める。

例：職員自身の目視で命の危険を感じる豪雨の場合は、出勤をせず、職員自身からまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

○職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

○大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<p>○地区内10%程度の事業所で、「屋根のトタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</p> <p>○地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</p> <p>○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</p>
被害がある	<p>○地区内1%程度の事業所で、「屋根のトタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</p> <p>○地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</p>
ほぼ被害はない	<p>○目立った被害の情報がない。</p>

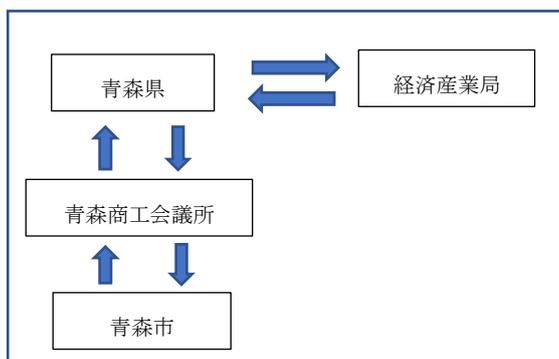
*なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

○本計画により、当会議所と青森市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に5回共有する
1週間～2週間	1日に3回共有する
2週間～1ヶ月	1日に2回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- 当会議所は青森市と被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 当会議所は青森市と共有した情報を、青森県の指定する方法にて当会議所より青森県へ報告する。



< 4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

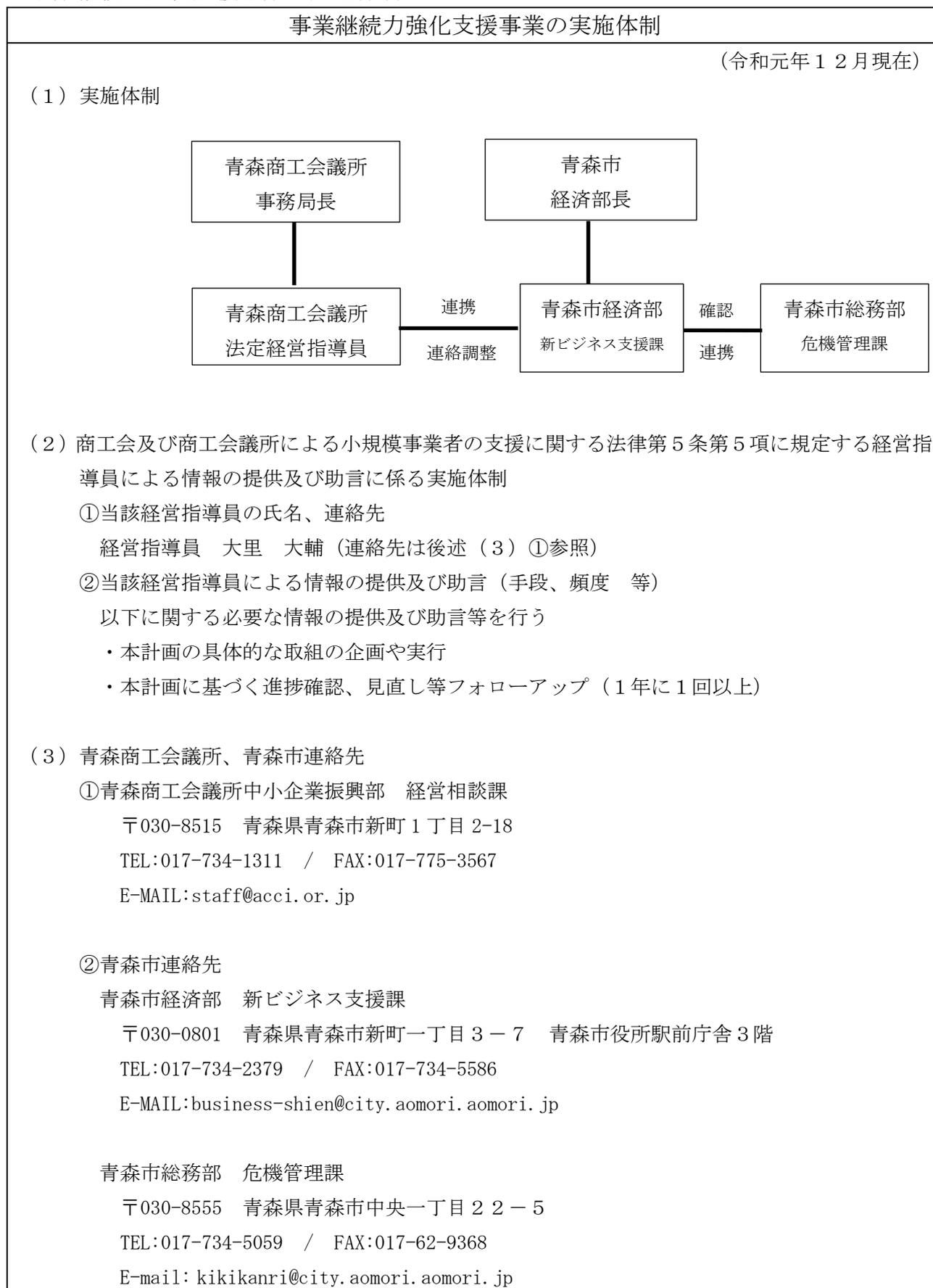
- 相談窓口の開設方法について、青森市と相談する。（当会議所は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を開設する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や青森県、青森市等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。

< 5 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 青森県の方針に従って、復旧復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県、東北六県商工会議所連合会、日本商工会議所等に相談する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	70	70	70	70	70
・ パンフレット チラシ作成費	200	200	200	200	200

調達方法
青森県 小規模事業経営支援事業費補助金、会費収入、事業収入 等